

キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について

輸出注意事項 17 第 30 号・輸入注意事項 17 第 61 号

(17.12.14・平成 17・12・06 貿局第 2 号)

改正①輸出注意事項 19 第 17 号・輸入注意事項 19 第 27 号 (19.5.1)

②輸出注意事項 19 第 29 号・輸入注意事項 19 第 35 号 (19.9.28)

③輸出注意事項 20 第 1 号・輸入注意事項 20 第 1 号 (20.1.23)

④輸出注意事項 22 第 1 号・輸入注意事項 22 第 1 号 (22.1.15)

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」(平成 14 年 12 月 27 日付け平成 14・12・20 貿局第 3 号・輸出注意事項 14 第 53 号) 記 6 及び「ダイヤモンド原石の輸入承認について」(平成 14 年 12 月 27 日付け平成 14・12・18 貿局第 1 号・輸入注意事項 14 第 68 号) 記 4 で定めるキンバリー・プロセス証明制度に参加している国及び地域は、下記のとおりとなります。

なお、平成 15 年 2 月 12 日付け「(お知らせ) キンバリー・プロセス証明制度の参加国について」は廃止します。

記

アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、欧州共同体、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ